



令和5年度

わくわく事業補助金

わくわく事業は、地域資源（人材・文化・自然など）を活用して、「地域課題の解決」や「地域の活性化」に取り組んでいる団体の事業を支援する制度です。「自分たちのまち」を「自分たちの手」で「もっと住みよく魅力あるまち」にするために活動を始めてみませんか。

募 集 期 間

令和4年12月12日（月）～令和5年1月31日（火）

＜受付時間＞ 午前8時30分～午後5時15分（期間内の土日祝は除く）

（期間内の土日祝、12月29日～1月3日は除く）

※募集期間前でも事前相談をお受けします。お気軽にお問合せください。



申込み・問合せ先

豊田市役所 高岡支所 地域振興担当

電 話：0565-53-2694 F A X：0565-53-3516

E-mail：takaoka-shisho@city.toyota.aichi.jp

わくわく事業補助金がさらに活用しやすくなりました！【主な変更点】

令和5年度から制度の一部が変更となりました。主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 申請回数が基本3回まででしたが、事業目標や計画に合わせ活動に必要な回数を申請できます。
- (2) 審査会はパワーポイント等によるプレゼンテーションではなく、審査員との質疑応答（ヒアリング）にて行います。
- (3) 地域会議委員による審査から、わくわく事業申請団体と支所職員による審査になります。
- (4) 補助金限度額の特例ができました。以下の条件を全て満たしている団体は、100万円を超えた額を申請できます。
 - (ア) 申請内容に関する活動が、15年以上継続していること
 - (イ) 申請内容に関する活動について、国・県・市等の表彰を受けていること

1 対象団体（次の要件を全て満たす団体）

- (1) 5人以上で組織された団体
- (2) 活動が地域の多数の住民に支持されると認められる団体
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていない団体
- (4) 暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体

2 対象事業

交付決定日から翌年の3月31日までに完了する事業で、地域の課題解決又は活性化に資する次のいずれかに該当する事業が対象です。

<対象事業>

- (1) 保健、医療又は福祉を通して地域づくりを推進する事業
- (2) 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツを通して地域づくりを推進する事業
- (3) 安全で安心な地域づくりを推進するための事業
- (4) 地域の生活環境の改善、景観づくり又は自然環境保全を図る事業
- (5) 子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業
- (6) 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- (7) 地域づくりに有効な助言又は提案を受けるための事業
- (8) その他個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築するための事業

<対象外事業>

- (1) 豊田市又は豊田市の外郭団体で実施している他の助成制度の補助を受けている事業
- (2) 趣味的活動を目的とする事業
- (3) 特定の人又は団体の利益を目的とする事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (5) 暴力団関係者を利する事業
- (6) その他市長が適当でないと認めた事業



3 補助の内容・補助金額など

<対象となる経費>

補助事業の目的を達成するために直接必要な経費

(具体的な補助対象経費は、次ページ「わくわく事業予算科目表」を参照)

<対象外の経費>

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費(団体の事務所等を維持するための経費を含む)
- (2) 特定の個人又は団体の受益にとどまる経費
- (3) その他市長が適当でないと認めた経費

<補助金限度額>

1 団体への補助金交付額は、**原則として 100 万円を上限**とします。

※前述の条件を満たせば、100 万円を超える申請を行うことができます。

<補助率>

補助率は、原則 90%以内とします。

※特例として90%を超える申請を行うこともできますが、審査会で認められることが必要です。

<継続申請回数>

補助事業の目的を達成するうえで必要な回数の申請が可能です。

<その他>

- ・事業実施するにあたり、法令上の手続きや認可が必要な場合があります。必ず団体の責任において事前に関係機関に確認し、必要に応じて手続きを行い、法令等に抵触しないようにしてください。
- ・事業を実施する際は、チラシや掲示物等にわくわく事業で実施している旨の表示をしてください。
- ・新型コロナウイルス感染症の予防対策を踏まえた事業計画としてください。

<わくわく事業 予算科目表>

科 目	説 明	具体例
報 償 費	講師謝礼、出演料、講師の旅費のみ 【補助金額上限：1人につき1回10万円（旅費は除く）】 (注)会員が講師、出演者の場合は補助対象外	
旅 費	公共交通機関を利用する場合＝実費額 自家用車を使用する場合＝30円/km（運行距離で算定） (注)事業のための必要性が十分説明できない経費は補助対象外	
消 耗 品 費	使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えないもの などを購入する経費 備品購入費との区別 単品の購入予定価格が20,000円を超える物品は備品	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品 ・肥料 ・種苗、花
燃 料 費	工具・器具・備品などの燃料費	
食 糧 費	団体の会員への作業時及び会議時の飲料水・お茶などの経費 (注)それ以外の食糧費は補助対象外（アルコールも補助対象外） 賄材料費との区別 そのまま飲めるものは食糧費とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・缶、瓶、 ペットボトル の飲み物
印 刷 製 本 費	パンフレットや写真などの印刷及び製本を依頼するための経費 (注)記念誌などの単価が高額な冊子を作成する場合は補助率9割 超の申請はできません (注)イベントにおけるチラシなど無料の配布物は 『税込単価 100円/1部 以下』	
修 繕 料 <見積必要>	工具・器具・備品などの本体の(原状復旧を目的とする)修繕、 部品の取替えのための経費	
賄 材 料 費	地域全体のイベント開催などで、調理を必要とする野菜、肉など の材料購入に要する経費 (注)団体の会員のみが食事をするための経費は補助対象外 食糧費との区別そのまま飲食できないものは賄材料費とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・果物、野菜 ・来客用の 煎茶、抹茶
通 信 運 搬 費	郵便料金(切手、ハガキ)などの経費 (注)団体の経常的な活動に要する経費（例えば会の連絡用の郵便 など）は補助対象外。ただし、地域に広く募集する講座申込や お助け隊への依頼受付のような事業に必須の電話料金は対象 とします。(令和5年度事業から)	
手 数 料	器具の研磨、高木剪定、団体管理の衣装などのクリーニング代、 検便などの経費	
筆 耕 翻 訳 料	通訳、翻訳に必要な経費 (注)会員が通訳や翻訳をする場合は補助対象外	

科目	説明	具体例
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険などの経費 (注)事業に必要最小限のものに限られます。	
委託料 <見積必要>	調査、計画策定、会場設営、システム開発などの経費 (注)住民の活動・役割がない丸投げのような委託は認められません。事業の成果を全うするために、専門的な技術や知識を有する者に委託が必要な場合に限られます。	
使用料	会場使用料(交流館を含む)、バス借上料、有料駐車場料、有料道路料、入場料、重機借上料(オペレーター含む)、機械等の借上げ及び施設、物品等を使用する経費	
工事請負費 <見積必要>	工作物等の設置、移転、撤去の経費 (注)住民の活動・役割がない丸投げの工事は認められません。事業の成果を全うするために、専門的な技術や知識を有する者に工事依頼を行う必要のある場合に限られます。	
原材料費	工事、作業、工作などのために必要な材料・物品を購入するための経費(例 花壇を設置するために必要な間伐材などの購入経費)	・砂、土 ・セメント ・ブロック ・間伐材
備品購入費 <見積必要>	比較的長期間にわたって使用できる物品の経費 (注)補助率9割超の申請はできません。 自治区関連の市民団体が自治区行事に使用する備品を購入するための経費については、5割以内となります。 備品購入費との区別 単品の購入予定価格が20,000円を超える物品は備品	
負担金	活動推進のため行う視察で、訪問先に支払う負担金や研修会等の参加負担金	

その他の補助対象とならないもの

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①趣味的活動を目的とする事業、特定の人や団体の利益を目的とする事業のための経費 ②団体の経常的な活動に要する経費(団体の事務所等を維持するための経費を含む) ③国・県・市等の他の補助金で賄われている経費 ④その他市長が適当でないと認めた経費 |
|---|

見積書の添付について

科目	同一業者からの見積合計額※1	見積業者必要数
委託料	50万円未満	1者
工事請負費	50万円以上	2者※2
修繕料	2万円以上10万円未満	1者
備品購入費	10万円以上	2者※2

※1 見積書の「合計金額」…商品の単価ではなく、同じ業者に発注する場合の消費税込み合計金額を指します。

※2 2者の見積書と比較し、安い方の価格で申請します。

4 審査

公開審査会にて、補助金交付の適否、補助金額及び付すべき条件を決定します。わくわく事業申請団体は出席してください。

<審査方法>

ヒアリングによる審査（審査員との質疑応答）

◆ヒアリング審査◆

時 間：1団体 8分程度（説明5分＋質疑3分程度）

内 容：審査員へ事業内容を簡潔に説明していただいた後、ヒアリングを行います。

審査員：わくわく事業申請団体から選出された者（各団体1名）と高岡支所職員

<評価項目>

1 補助事業評価

(1) 公共性・公益性（地域貢献性）

次の2点を全て満たすこと

- ・地域の課題解決、または、地域の活性化につながる活動であること
- ・趣味的活動や特定の個人や団体の利益を目的とする活動ではないこと

(2) 実現性・妥当性

次の3点を全て満たすこと

- ・事業計画、実施体制が十分に検討されていること
- ・収支計画が適切であり、無理のない計画であること
- ・関係機関や団体等との協議等がされていること、もしくは協議等の予定があること

(3) 発展性・将来性

次のいずれかを満たすこと

- ・地域活動の担い手の育成につながっていくと期待できること
- ・新しい活動展開の可能性があること
- ・団体の活動により、住みよい地域となることが期待できること（次年度以降の可能性）

2 補助金額適正評価

<その他>

審査方法、審査時間等の詳細等については、申請団体に後日通知します。

[各地域の公開審査会]

若園地域 令和5年2月25日（土） 会場：高岡コミュニティセンター

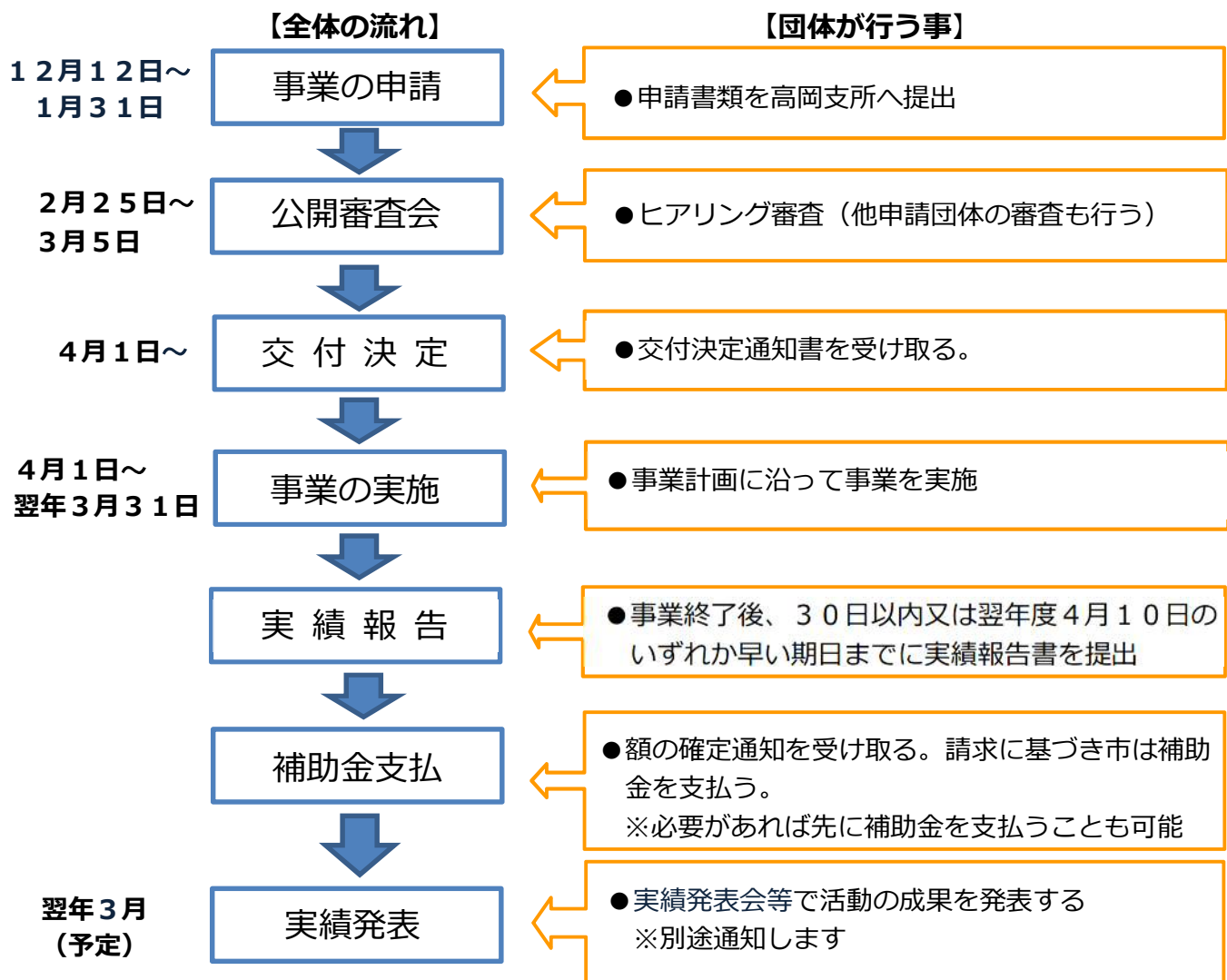
前林地域 令和5年2月26日（日） 会場：前林交流館

竜神地域 令和5年3月4日（土） 会場：竜神交流館

若林地域 令和5年3月5日（日） 会場：若林交流館

※新型コロナウイルス感染症の状況により、書面審査となる場合があります。

5 わくわく事業の流れ



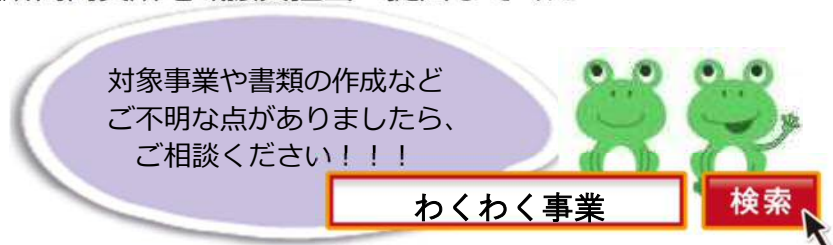
6 応募方法

下記の必要書類を、募集期間内に豊田市役所高岡支所地域振興担当へ提出してください。

- (1) わくわく事業補助金交付申請書
- (2) 補助申請事業概要
- (3) 年間活動計画書
- (4) 予算書
- (5) 会員名簿
- (6) 団体の規約・会則（団体で規約や会則を定めている場合のみ提出）
- (7) 見積書（必要な科目のみ。「令和5年度わくわく事業予算科目表」参照）
- (8) その他、申請団体が事業内容等を補足する上で必要な資料

上記の必要書類のうち(1)～(4)の様式は、竜神・若林・前林・若園の各交流館及び高岡支所にてお渡しします。また、豊田市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/jichiku/1036902/wakuwakujiogyo/index.html>



記入例

年 月 日

豊田市長 様

見積書や領収書の宛名となります。

団体所在地(代表者住所)
〒471-8501

結果通知等の郵送先になります。

豊田市西町3-60

申請日時点の代表者の氏名を記入してください。肩書等は不要です。
※代表者の変更予定がある場合は事務局へお知らせください。

フリガナ トヨタマチツクリノカイ

団体名 豊田まちづくりの会

フリガナ トヨタ タロウ

押印は不要です。

代表者氏名 豊田 太郎

携帯または自宅のいずれか、つながりやすい電話番号を記載してください。

電話番号 (090) 1234-0000

生年月日 平成00年 00月 00日

代表者と担当者が同一の場合はE-Mailのみ記入し、他の項目は「同上」としてください。
電話番号は、日中に連絡が取れる番号を記載してください。

連 担 絡 当 先 者	氏 名	
	住 所	〒
	電 話	() -
	E-Mail	

令和5年度わくわく事業補助金交付申請書

・原則、補助対象経費の9割以内の金額を記載してください。
ただし、補助率9割超の特例を希望する場合は9割超の金額(実際に必要な金額)を記載してください。
・1,000円未満は切り捨てになります。

1 補助金交付申請額 251,000円

2 補助申請事業名 地域みんなで!自然を生かすピオトープ事業

3 補助事業の目的・内容 別紙、事業概要等のとおり

4 添付書類
(1) 申請書添付資料(様式1~様式3)
(2) その他

- ・団体の規約、予算書及び決算書(既存のものがある場合)
- ・団体の構成員名簿(氏名が記載された書類)
- ・団体の活動をPRできる書類(会報等がある場合)
- ・その他、事業内容により必要とする書類(見積書等)

構成員(会員)名簿は必ず添付してください。

5 申請に係る確認事項(次の2項目について、確認の上、□にレ印を付してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	本申請にかかる申請書及び添付資料の内容について、審査のため公開することに同意し、内容を
<input checked="" type="checkbox"/>	当該事業は、豊田(社会福祉協議会など)による他制度で助成を受けていません。または受ける予定はありません。

補助申請事業概要

申請書添付資料 様式1

団体名	豊田まちづくりの会	申請回数	4回目
事業名	地域みんなで！自然を生かすピオトープ事業		
補助事業分類 (最も該当する分野ひとつに)	<input type="checkbox"/> 1 保健、医療又は福祉を通して地域づくりを推進する事業 <input type="checkbox"/> 2 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツを通して地域づくりを推進する事業 <input type="checkbox"/> 3 安全・安心な地域づくりを推進する事業 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域の特性を生かした産業振興を通して地域づくりを推進する事業 <input type="checkbox"/> 5 子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業 <input type="checkbox"/> 6 地域の特性を生かした産業振興を通して地域づくりを推進する事業		
実際の活動区域を記載 (例)・「崇化館地域」などの中学校区 ・一区自治区内 など	くりりに有効な助言又は提案を受けるための事業 個性豊かで活力ある、住みよい の事業		
団体設立年月日	令和2年 4月 1日	活動年数	3年
活動地域	豊田市 OO地域	構成員数	20人
事業の目的と具体的な内容	【目的（達成目標）】※最終的に実現したい内容を具体的に記入 ①自然にふれあう居場所づくりを通し、世代間の協力や交流を促進する。 ②地域住民が一緒に取り組むことにより、地域の連携を強化する。 ③ピオトープを通して、子どもたちに、やさしさ・生命の大切さ・環境の大切さを学ばせる。 【全体計画】※目的を達成するための中長期的な計画（実施期間の想定） ◆令和2年度：OO池整備計画書の策定、池の清掃 ◆令和3~4年度：OO池の整備と清掃、OO池周辺のウォーキング等の多世代交流イベントの実施 ◆令和5年度：OO池の清掃、案内看板の設置、多世代交流イベントの実施 ◆令和6~8年度：池の清掃、遊歩道の修繕、多世代交流イベントの実施 ※会費、イベント参加者からの参加費及び地区からの協力金で、自主活動として活動する予定 【申請年度の事業内容と期待される効果】 ・OO池（ピオトープ）の案内看板設置により、OO池への理解と環境の大切さを学ぶツールとする。 ・OO池の清掃や修繕等の維持管理を地域の有志の参加募り、地域の連携を強化する。 ・ウォーキングイベントを実施し、世代間交流を促進する。		
事業達成年限見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 令和8年度（予定） <input type="checkbox"/> 終了年限なし 【具体的な理由】 令和8年度に、ピオトープの整備の区切りがつき、多世代交流イベントのノウハウができる見込みであるため。なお、費用はイベント参加者からの参加費及び地区からの協力金にてまかなう予定。		

今回の申請を含めた回数
※H27年度以前も含みます

複数該当する場合でも、最もあてはまる分類番号を1つチェック

申請年度は含みません

どのような地域課題や地域の活性化に取り組むかを完結に記入

活動実績	<p>※これまでの活動実績とその成果を具体的に記入</p> <p>〇〇池の清掃活動（令和2年度～延べ250人参加）やウォーキングイベント（令和3・4年度 延べ100人参加）により、これまで地域住民に知られることのなかった〇〇池の植生物を知ってもらう機会となり、生物の多様性を維持するため、環境保全の大切さを理解してくれる人が増えた。また、事業周知が広まる中で、多くの地域住民の協力が得られるようになり、世代間交流にもつながった。</p>
地域への貢献度 （公共性・公益性）	<p>※申請年度において、地域の課題解決や活性化につながる効果、地域にとっての必要性などを具体的に記入</p> <p>元々、〇〇池周辺は地域の交流の場であったが、整備が不十分で荒れた状態となっていた。そこで、〇〇池の清掃・整備やイベントを企画し、再び地域の交流の場とすることで、希薄になっている交流の活性化を図ることができる。</p>
事業の実現性 （実現性・妥当性）	<p>※申請年度の実施計画を立てる上で工夫した点</p> <p>これまで、〇〇池整備計画書は、地域や自治区の方々の意見を聞きながら策定しました。そうすることで、〇〇池の整備活動を行っていることが地域のみなさんに伝わり、地域にとってより良い計画ができあがったと思っています。</p> <p>また、継続性のある活動とするために会費以外に地域の協力金やイベント参加費を事業収入としていきます。</p>
事業の将来性 （発展性・将来性）	<p>※団体の活動により、将来的に地域がどのような状態になるか期待できること、担い手の育成につながることを期待できること、新しい活動展開の可能性などを記入</p> <p>池の清掃を行っていた有志の集まりでしたが、令和2年度からわくわく事業の補助を受けて、清掃だけでなく、池のピオトープ化を通して地域と交流を図る活動を行っています。今後は、池周辺でのウォーキングイベント等を通じて新メンバーの加入を目指していきます。</p> <p>また、地域の小学生等を招き、自然に触れてもらうことで、生命の大切さや環境の大切さを学ぶことができる場にしていきたいです。</p>
協力団体及び 協力者	<p>※あれば記入</p> <p>〇〇自治区、〇〇高齢者クラブ、〇〇子ども会</p>
過去の わくわく事業補助金 交付実績	<p>前 回 令和4 年度 交付額 265 千円</p> <p>前々回 決算額を記入してください。 決算額が確定していない場合は、交付決定額を記載してください。</p>

【参考】次年度以降の事業内容（事業が複数年にわたる場合に記入）

年度	事業内容	補助申請 予定	概算事業費（円）
令和6	池の維持管理とウォーキングイベントの実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	200,000
令和7	池の維持管理とウォーキングイベントの実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	150,000
令和8	池の維持管理とウォーキングイベントの実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	150,000

※次年度以降の予定は、審査の参考としますが、交付を保証するものではありません。

「申請年度の事業内容」に記載した内容を、月別に詳細を記入してください。
 ※わくわく事業ではない事業（申請した事業ではない事業）は記入不要です。

申請書添付資料 様式2

年間活動計画書

この事業に関する活動内容のみ記載してください。

月	内 容	場所・人数など
4月	〇〇池周辺の清掃作業（構成員	人数は、「団体の構成員」と「それ以外の参加者」 がわかるように記載
5月	〇〇池周辺の清掃作業（自治区有志の参加あり）	場所：〇〇池 人数：40人（うち有志 20人）
6月	〇〇池周辺の清掃作業（自治区の環境美化とあわせて 実施）	場所：〇〇池 人数：20人
7月	事業に必要な各種施設の利用料金も補助対象となります。 （最終的には審査結果によりますが）利用料金の補助が必要な場合、忘れずに補助申請 してください。	
8月	ビオトープの勉強会（講師を招いて研修会） ウォーキングイベント企画会	場所：〇〇交流館 人数：20人
9月	〇〇池周辺の清掃作業 （世代間交流を図るため、家族ぐるみで参加）	場所：〇〇池 人数：70人（うち自治 区有志50人）
10月	ウォーキングイベント企画会 〇〇池周辺の清掃作業（構成員のみの活動）	場所：〇〇区民会館 人数：20人
11月	ウォーキングイベント開催	場所：〇〇池 人数：一般参加者100 人、構成員20人
12月	〇池周辺の清掃作業（構成員のみの活動） ウォーキングイベント反省会	場所：〇〇池、 〇〇区民会館 人数：20人
1月		
2月	〇〇池周辺の清掃作業（構成員のみの活動） 次年度に向けての協議	場所：〇〇池、 〇〇区民会館 人数：20人
3月	自治区総会にて活動報告	場所：〇〇区民会館

予 算 書

1 収入の部

単位：円

科 目	金 額	備 考
市 補助金	251,000	← 千円未満切捨て
団体負担金 (会費等)	6,000	会費300円×20人
そ の 他 (事業収入・ 自治区支援金等)	10,000	参加費100円×100人
	12,600	自治区協力金
合 計	279,600	

2 支出の部 (この事業に関する経費のみ記載)

単位：円

科 目	金 額		内 訳	備 考
	事業費	うち補助金 申請額※		
報償費	20,000	18,000	研修会講師謝礼(交通費含む)	
消耗品費	40,000	36,000	パネル(活動紹介用) 2,000円×10枚=20,000円 コピー用紙 1,000円×15枚=15,000円 ごみ袋 200円×10冊(20枚入り)=2,000円 軍手 300円×10束=3,000円	事務用、〇〇池 維持管理用
食糧費	16,000	14,400	お茶 100円×160本 (20人×8回)	会議、作業時
原材料費	55,000	49,500	間伐材 300円×50本=15,000円 ロープ 50m 10,000円 まさ土 30 m 30,000円	遊歩道の修繕 用
備品購入費	95,000	85,500	草刈機(見積書のとおり) 35,000円×1台=35,000円 案内看板2基(見積書のとおり) 30,000円×2基=60,000円	池の維持管理 用
印刷製本費	30,000	27,000	イベント回覧チラシ 30円×1,000枚=30,000円	
保険料	23,600	21,240	ボランティア保険 250円×20人=5,000円 行事用保険 イベント 16,500円 草刈等行事用 30円×70人=2,100円	ウォーキング イベント、草刈 り2回分
合 計	279,600	251,640		

※原則9割以内の補助金申請額を記入してください。ただし、次頁「3 特例の適用」で、9割超の補助金を「希望する」を選択した場合、実際に必要な金額(9割超の金額)を記載してください。

特例を希望する場合は、希望するの□にチェックし、理由等を記入してください。

3 特例の適用

特例 1 9割超の補助	<input type="checkbox"/> 希望する / <input type="checkbox"/> 希望しない
	【希望する科目】
	【特例希望の理由】
特例 2 100万円超の補助	<input type="checkbox"/> 希望する / <input type="checkbox"/> 希望しない
	【表彰歴】
	【特例希望の理由】

※特例2の適用条件…申請内容に関する活動が15年以上継続しており、かつ、国・県・市等の表彰を受けている団体